

元職員不祥事経過報告書

令和8年5月11日

1. 事業所および離職者情報

事業所名称	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	職位	主事
元職員氏名	●● ●●	離職（解雇）日	令和8年3月17日

2. 事案の経緯（時系列）

No.	年月日	事象・事実の内容
1	令和8年2月19日	内部告発により、職員の業務記録を調査。令和7年度分の当該職員の担当業務について、会員から提出される就業報告書、会員への支払入力内容、契約内容、当該職員のパソコンデータを調査した。
2	令和8年2月20日	会員への調査の結果、当該職員は、令和7年1月から無許可で営利を目的とした副業を請負い、その業務に従事したほか、職務上の地位を利用して会員に従事させた。さらに、報酬支払いに際し、当センターが発注する正規業務の配分金として偽装し、充当していたことが発覚した。
3	令和8年2月24日	当該職員への聴取の実施。調査結果が事実であることを認めた。また、他に同様の不正がないか調査を実施。当該職員に自宅待機命令を発した。
4	令和8年3月2日	警視庁向島警察署に届出相談。
5	令和8年3月6日	同様の不正につき、令和7年4月以降で上記会員含め3名5件分の計106,900円の損害が判明した。また、「センター業務ではないが」とした上で、令和7年1月から他の会員2名に対しゴミ出し清掃業務を依頼し、当該職員から報酬が支払われた事実が判明した。本人に再度聴取したところ、これらの事実を認めた。
6	令和8年3月11日	懲戒審査委員会委員に状況を報告した。不正の事実、その内容、当該職員及び関係会員へのヒアリング内容を報告した。
7	令和8年3月16日	懲戒審査委員会を開催し、委員会は懲戒解雇処分に相当すると答申した。なお、関係者として、事務局長を懲戒

No.	年 月 日	事象・事実の内容
		けん責処分、会長、副会長を口頭厳重注意処分との答申も発出した。
8	令和8年3月17日	当該職員に懲戒処分通知書を交付した。なお、事務局長にも、懲戒処分通知書（けん責処分）を交付した。
9	令和8年3月24日	当該職員に対する106,900円の損害賠償請求書送付。同日全額センターへ振り込まれた。
10	令和8年3月25日	会長、副会長に対して理事会の席上、口頭厳重注意処分が下された。
11	令和8年3月26日	センターに再発防止に向けた「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、同日付けで全会員に当該事件の経過概要と注意文を送付した。
12	令和8年3月27日	墨田区に報告した。
13	令和8年4月3日	墨田区シルバー人材センターホームページに「職員の不祥事に関するお詫びと再発防止に向けた決意」を掲載した。
14	令和8年4月17日	東京都の公益法人担当部局に事件の経緯と今後の対応について報告した。

3. 懲戒解雇の決定および通知

懲戒解雇の決定日	令和8年3月17日	通知年月日	令和8年3月17日
適用した職員就業規則条項	第35条（懲戒の方法） 第34条第1号～第3号（懲戒事由）		
懲戒事由の概要	当センターの業務時間外および時間中において、無許可で営利を目的とした副業（マンション清掃・ゴミ出し業務等）を請負い、その業務に従事したほか、職務上の地位を利用して当センターの会員5名に従事させた。さらに、当該会員のうち3名への報酬について、当センターが発注する正規業務の配分金を偽装のうえ充当し、106,900円の損害をセンターに与えた（なお、当該損害は賠償請求し補填された。）。上記に加え、センター備品（PC、携帯）の無断使用についても懲戒事由として認定した。		

以上のとおり報告する。

公益社団法人墨田区シルバー人材センター
会長 田中 邦友